

出産費

東京都教育庁福利厚生部
給付貸付課短期給付担当

I 出産費とは

組合員またはその被扶養者である家族が出産した場合に申請により支給されます。

例外：一年以上組合員であった者が、資格喪失後6か月以内に出産したとき
(国保以外の被保険者となっていないこと)

※医療機関から渡される出産費の書類で「出産育児一時金」と表記されておりますが、「出産育児一時金」は、協会けんぽ、国民健康保険などの健康保険の給付の名称なのですが、同じ給付を共済では「出産費」といいます。当共済の「出産手当金」と混同されがちですが、支給要件や支給額が全く異なります。

【参考】 出産手当金とは

出産手当金は組合員（任意継続組合員を除く。）が出産のため勤務できなくなったときに請求できますが、通常の場合、妊娠出産休暇中は給与（報酬）が支給されるので、支給が起こることはありません。

（傷病手当金と同様、請求期間に支給されている報酬額と給付額を日額で比較し、給付額が上回った場合のみ支給。）

給付内訳

40. 4万円 + 1.6万円 = 4.2万円

複数胎の場合は上記支給額×出産児数

※ 1.6万円は産科医療補償制度掛金相当

→産科医療補償制度加入無しの場合は給付されません

例) 海外での出産

22週到達前のお産

【参考】産科医療補償制度とは

- ・ 日本医療機能評価機構が運営
- ・ 出産（分娩）に関連して重度脳性まひとなった場合で一定の基準に該当する場合、保証金が支払われる制度
- ・ 産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学管理下における制度対象出産（在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。）をいいます。）であった場合には、産科医療補償制度の掛金相当分（1.6万円）を40.4万円に加算します。

Ⅱ 附加金とは

共済独自の給付になります。

出産費が支給されるときに支給されます。

ただし、資格喪失後 6 カ月以内に出産したときには附加給付は支給されません。

給付内訳

出産児数 1 につき 5 万円

⇒当共済組合では通常の場合、
出産費と合算して 1 児あたり 4 7 万円給付されます。

Ⅲ 給付の方法

1. 直接支払制度利用
2. 受取代理制度利用
3. 直接支払制度利用なし

1. 直接支払制度利用

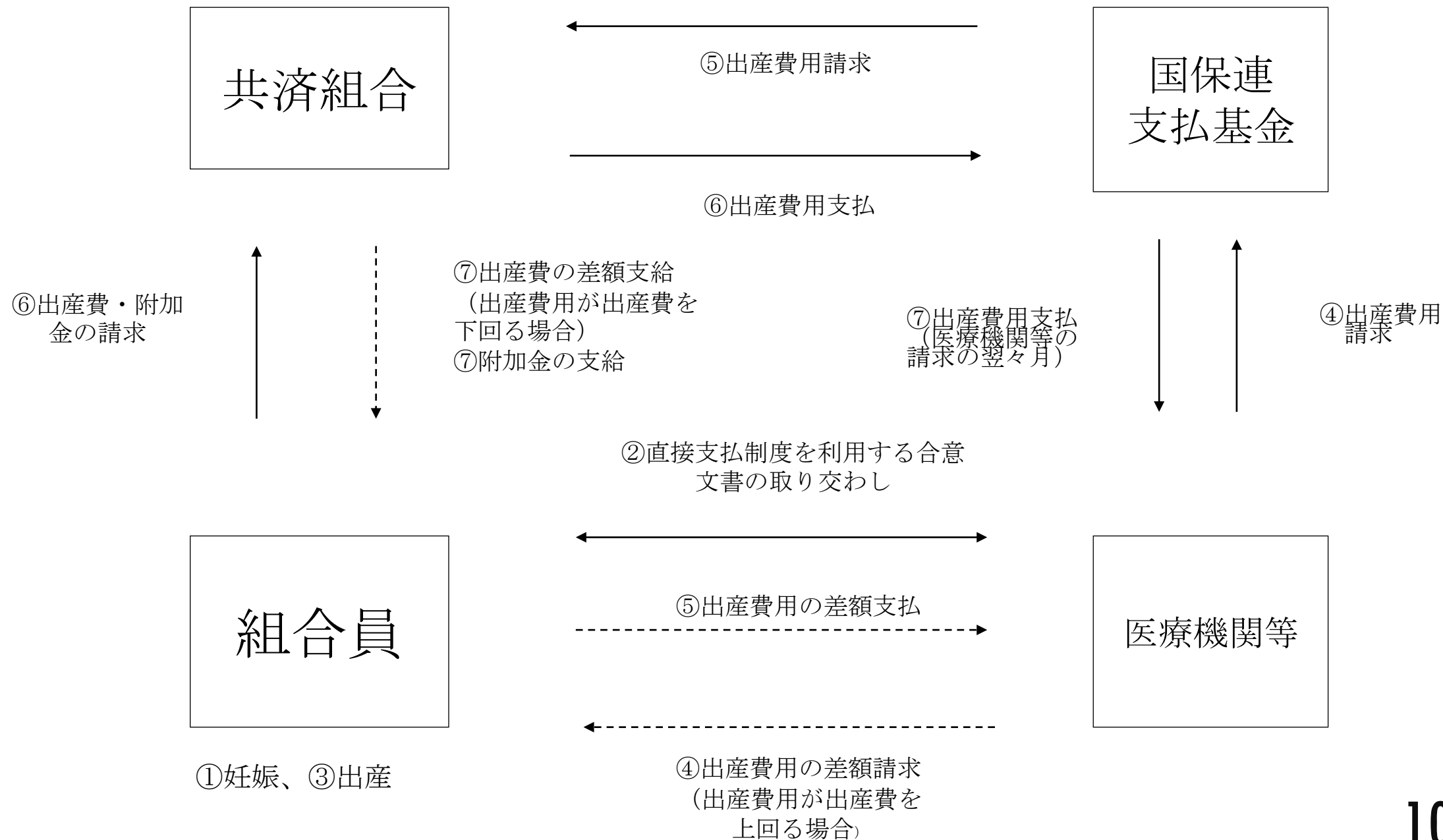
出産費を共済から医療機関に直接支払う制度です。
最も一般的な給付方法であり、広く利用されています。

組合員と医療機関との合意に基づき給付します。

- ・ 組合員は医療機関での会計時に42万円引きで精算
- ・ 総額が42万円に満たない場合は、残額及び附加金5万円を組合員が共済に請求し、共済が組合員に支給
→ 組合員の医療機関の窓口精算は0円
- ・ 総額が42万円を超える場合は、附加金5万円は組合員が共済に請求し、共済が組合員に支給
→ 組合員の医療機関の窓口精算は42万円引きで精算した額
- ・ 医療機関は支払基金、国保連経由で共済に請求

※総額が42万円を超えても超えなくても組合員から共済へ請求が必要

1. 直接支払制度利用



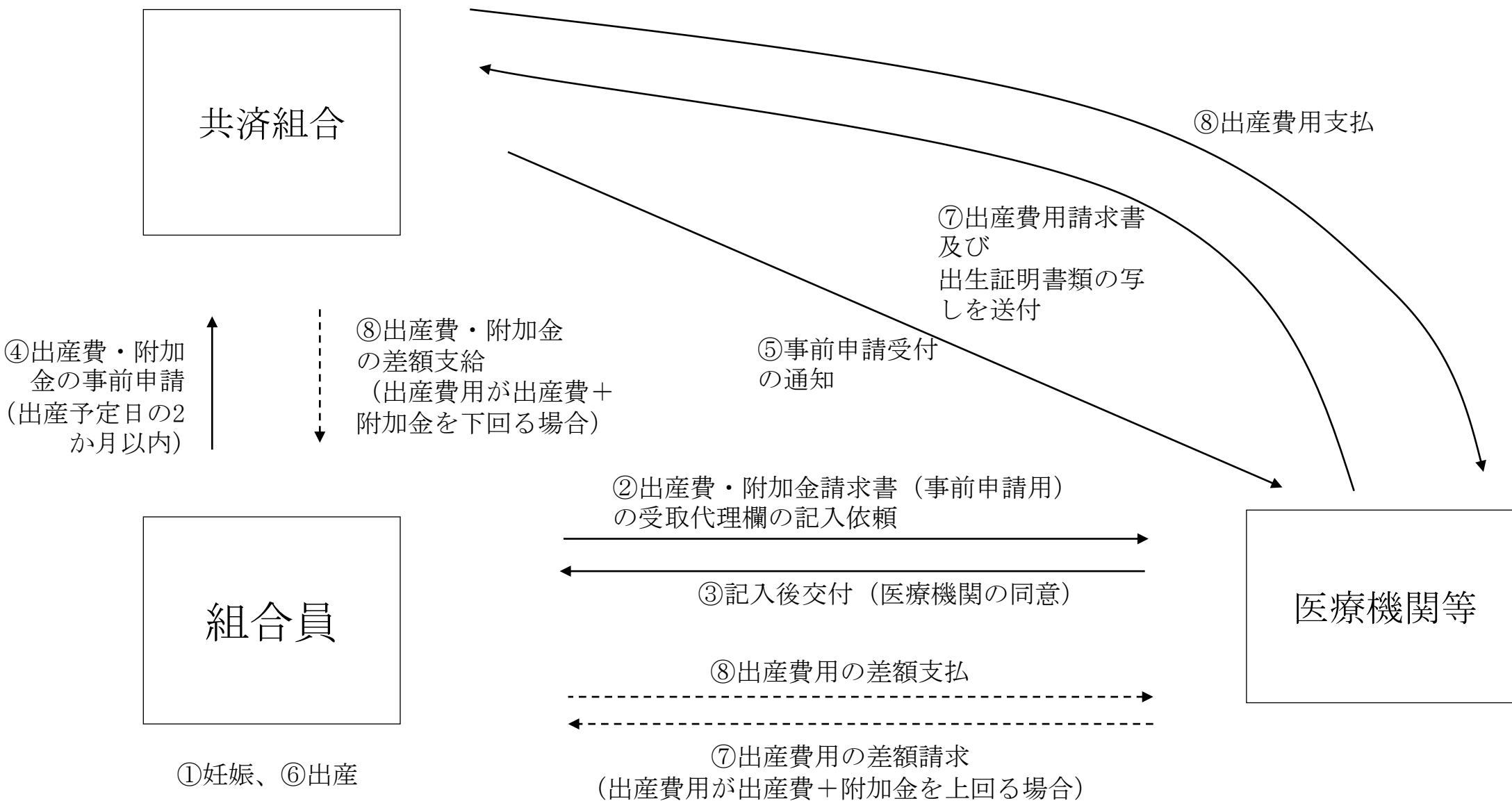
2. 受取代理制度利用

組合員が受け取るべき出産費を医療機関が被保険者に代わって受け取る制度
利用できる医療機関は限定されている（厚生労働省届出医療機関のみ）

組合員と医療機関の合意に基づき給付します。

- ・ 組合員は医療機関での会計時に47万円引きで精算
- ・ 総額が47万円に満たない場合は医療機関から共済に請求があったタイミングで残額を組合員に支給
- ・ 医療機関は直接、共済に請求（少しでも早くお金が入る）

2. 受取代理制度利用



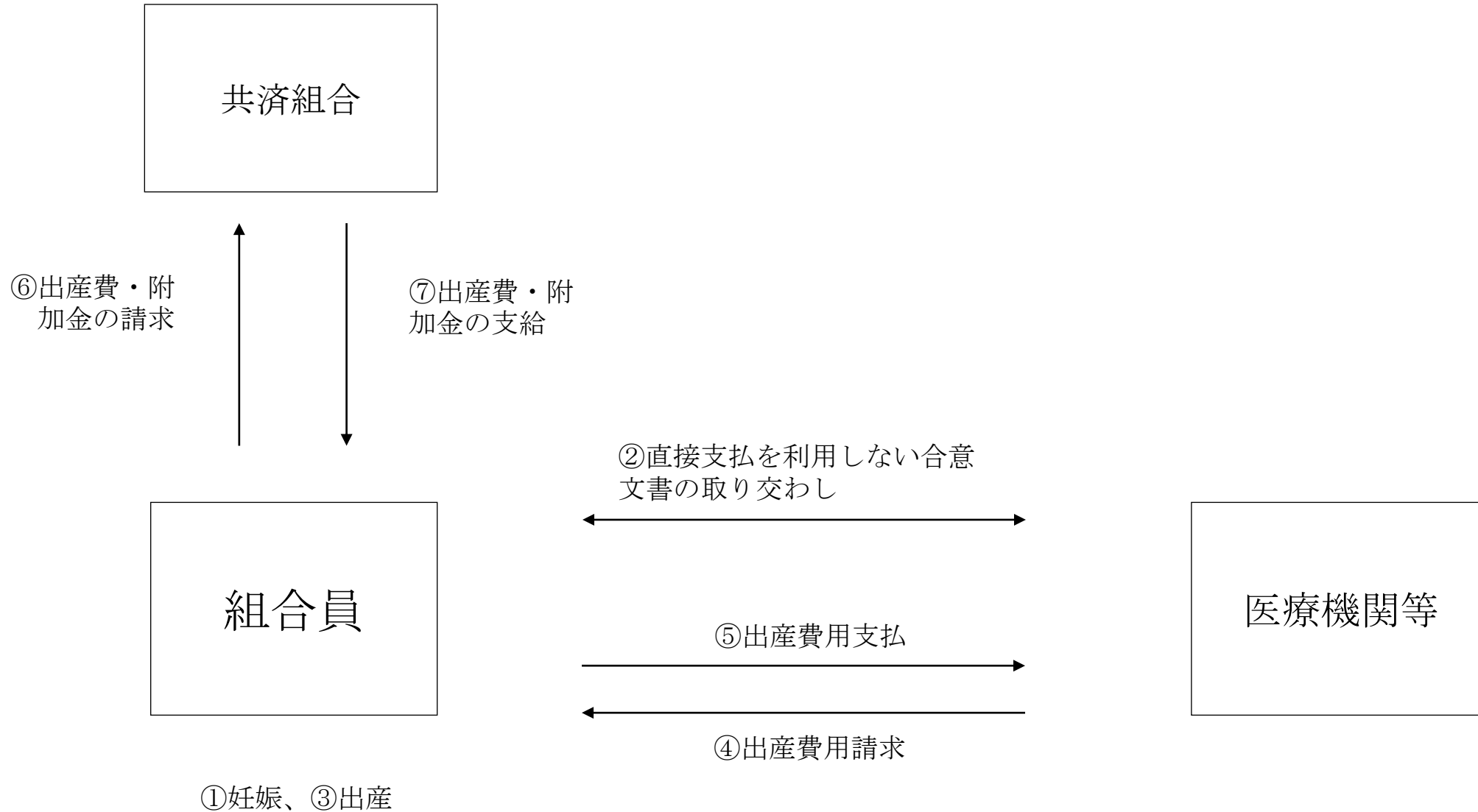
3. 直接支払制度利用なし

組合員と医療機関の合意に基づき給付します。

- ・窓口で費用総額を精算し、後日組合員が共済に請求

※海外での出産等上記制度が利用出来ない場合含む

3. 直接支払制度利用なし



IV 出産費・同附加金請求書 提出時の注意点

1. 直接支払制度利用
2. 受取代理制度利用
3. 直接支払制度利用なし

1. 直接支払制度利用

◇添付書類に注意

①組合員と医療機関との間で直接支払制度を利用することを合意した合意文書（写）

②出産育児一時金明細書（医療機関によって名称が異なる場合があります）（写）

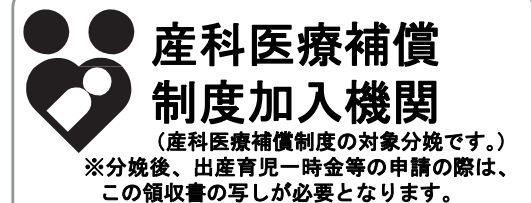
出産年月日、出産児数、代理受取額が明記されているもの。

③領収書（写）

産科医療補償制度加入のスタンプが押印されているもの。

（出産育児一時金明細書に押印がない場合は、領収書に押している）

上記②にスタンプが押印されている場合には③の提出は不要です。



1. 直接支払制度利用

◇添付書類における確認項目

添付書類で共済組合で確認したい内容は、

①出産した人の氏名、②出産年月日、③出産児数、④直接支払制度利用の有無、⑤産科医療補償制度利用の有無、⑥代理受取額

です。

「出産育児一時金明細書」（医療機関によって名称が異なる場合があります）が発行されなくても、前述の①～⑥が記載されている領収書、診療報酬領収明細書等があれば審査できます

1. 直接支払制度利用

◇請求金額に注意

分娩費用が42万円以上であれば、0円と記入請求する

請求金額	出産費・家族出産費			同附加金			合計		
	¥			¥			¥		
			0			50,000			50,000

分娩費用が42万円未満であれば、42万円との差額を記入請求

請求金額	出産費・家族出産費			同附加金			合計		
	¥			¥			¥		
			14,500			50,000			64,500
			医療機関の請求した金額が法定給付を下回る場合、その差額を請求						

2. 受取代理制度利用

◇申請時期に注意

申請期間は事前になります。

- ・申請期間

→出産予定日の2カ月前から10日前まで

3. 直接支払制度利用なし

◇内容に注意

①他の書式と違い、医師の証明欄があります。

東京 さくら	は、平成28年 4月12日出産	早産・流産・死産（単胎）（妊娠10か月）したことを証明します。
平成28年 4月15日	住所	△△区 △△台 1-1
証明者（医師又は助産師）	名称	△△病院
	氏名	私立 花子
		私立印

②海外出産の場合、参加医療補償制度掛金相当分の1.6万円が付きません。

		産科医療補償制度未加入の医療機関で出産の場合	
請求金額	出産費・家族出産費	同附加金	合計
¥	404,000	¥	50,000
		¥	454,000

Q & A

Q 1. 在職中の教員が産休中で勤務していない。出産手当金は請求できるか。

A 1. 出産手当金は組合員（任意継続組合員を除く。）が出産のため勤務できなくなったときに請求できますが、通常の場合、妊娠出産休暇中は給与（報酬）が支給されるので、支給が起こることはありません。

（傷病手当金と同様、請求期間に支給されている報酬額と給付額を日額で比較し、給付額が上回った場合のみ支給。）

Q & A

Q 2. 直接支払制度を利用した。出産費を共済から医療機関に直接支払う制度なのだから、出産費の請求書は共済に出さなくてもよいのか。

A 2. 確かに、出産費（42万円）は共済から医療機関に直接支払いますが、それは医療機関から42万円の請求が来て給付をするものです。附加金については、組合員から共済に請求をしてもらわない限り、給付がされません。

Q & A

Q 3. 産科で出産費用を支払った際に「出産育児一時金明細書」をもらえなかった。どうすればよいか。

A 3. 添付書類で共済組合で確認したい内容は、①出産した人の氏名、②出産年月日、③出産児数、④直接支払制度利用の有無、⑤産科医療補償制度利用の有無、⑥代理受領額です。

「出産育児一時金明細書」（医療機関によって名称が異なる場合があります）が発行されなくても、前述の①～⑥が記載されている領収書、診療報酬領収明細書等があれば審査できます。

Q & A

Q 4. 異常分娩で一部保険が適用されたが、その分も出産費として給付されるのか。

A 4. 出産費は、保険適用分の内訳に関わらず、定額を給付しています。よって、直接支払制度利用の場合、内容如何に関わらず、総額から42万円控除した額を負担することになります。

保険適用分については、金額により後日給付対象となることがありますが、保険適用外である出産費とは切り離して考えてください。